

第6章 成年後見制度利用促進計画

第6章 成年後見制度利用促進計画

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

高齢化の進展により増加している認知症や、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、財産の管理や日常生活を送るうえでの課題を抱えている人を法律上で援助・支援する制度として、成年後見制度が平成12年4月から開始されました。

この制度は、様々な理由により意思決定に課題を抱える人を支援する重要な仕組みとして位置づけられていますが、制度の運用開始後、実際に成年後見制度を利用される人は低調であり、支援を必要とする人の一部に限られる状況が続いているものと推測されます。

そのような中、制度が必要となる人が制度を適切に利用できる体制を整備するために、平成28年4月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布され、同年5月に施行されました。この法律は、国や地方公共団体が成年後見制度の利用促進に取り組む責務を明らかにすることにより、成年後見制度を利用している人、制度利用を必要としている人の権利利益が適切かつ確実に保護される体制整備を目指しています。

さらに、この法律に基づき、国は「成年後見制度利用促進計画」を策定し、国や地方公共団体が取り組むべき事項が具体的に示されています。

境町では、これらの法律や国の基本計画で示されている、成年後見制度の利用促進に関する町の責務を果たすために、「境町成年後見制度利用促進計画」を策定し、町の現状や課題を整理・検討し、必要な体制整備や関係機関との連携などの施策を進めていきます。

成年後見制度利用促進基本計画について

<計画のポイント>

※計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

2 成年後見制度とは

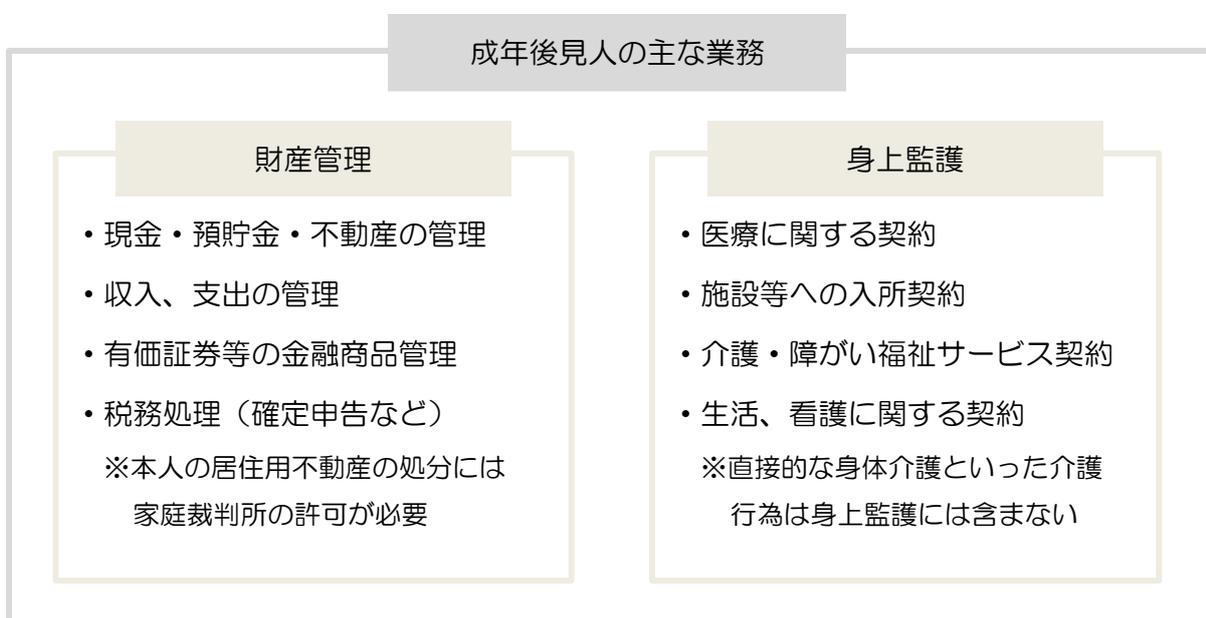
(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の権利や財産等を、法律に基づき保護・支援をするための制度です。

制度を大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

法定後見制度では、申立てを受けた家庭裁判所の審判によって選ばれた成年後見人等（家族、法律関係専門職等）が本人の利益を考えながら、現金・預貯金・不動産等の管理、不利益となる法律行為を取り消したりすること（財産管理）や、医療や介護に関する手続きや契約等、本人の法律行為を代行すること（身上監護）を行い、本人を保護・支援します。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。	



(2) 日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度と類似する制度として、日常生活自立支援事業があります。この事業は、利用者が都道府県社会福祉協議会と契約を締結し、金銭管理等に不安がある利用者の日常生活に必要な金銭や通帳の管理等を管轄の社会福祉協議会が行います。

本人との契約に基づき事業が実施されるものであり、家庭裁判所の審判等を必要としません。ただし、成年後見制度が、すべての財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為を援助できるのに対して、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定される違いがあります。

境町在住の方の日常生活自立支援事業の利用相談・受付は、境町社会福祉協議会が実施しています。

○境町社会福祉協議会（境町長井戸 1681-1）

電話：0280-87-2525

(3) 成年後見制度に関する相談先

境町では、成年後見制度を利用している人やこれから利用を考えている人が相談できる窓口として、境町役場・境町社会福祉協議会・境町地域包括支援センターの他、各種機関・団体でも受け付けております。

成年後見制度の相談窓口	
名称	連絡先
水戸家庭裁判所下妻支部	0296-43-6781
成年後見センター・リーガルサポート茨城支部（茨城県司法書士会）	029-302-3166
成年後見センターばあとなあいばらき（茨城県社会福祉士会）	029-244-9030
茨城県弁護士会下妻相談センター	0296-44-2661
法テラス茨城下妻法律事務所	050-3383-5393
任意後見制度の相談…下館公証役場	0296-24-9460
境町役場 介護福祉課	0280-81-1323
境町役場 社会福祉課	0280-81-1305
境町社会福祉協議会	0280-87-2525
境町地域包括支援センターファミリー境	0280-87-7111

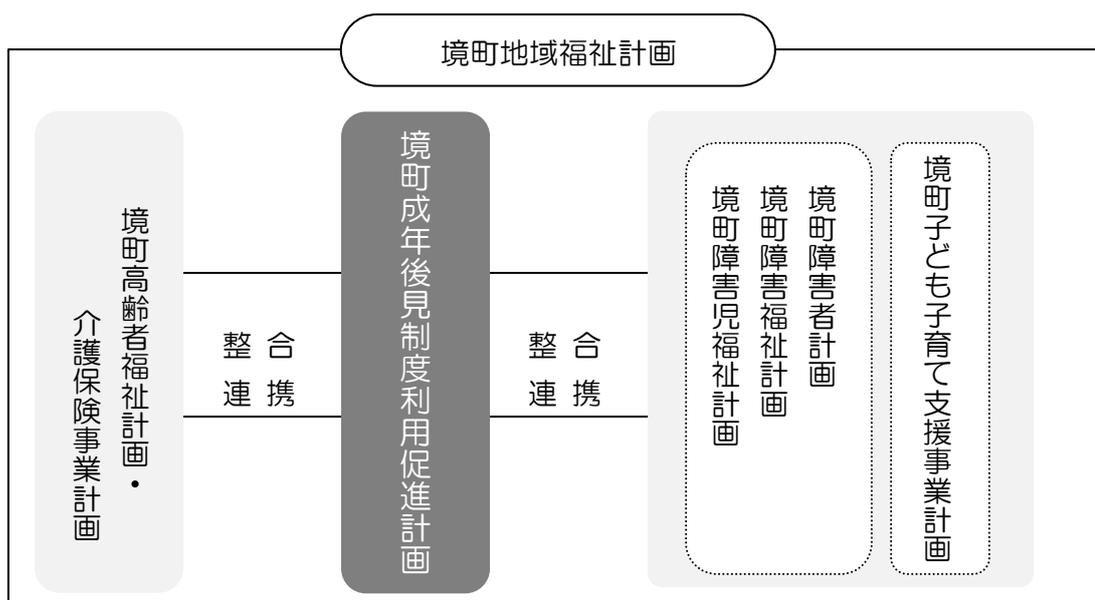
3 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の根拠

当計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、境町における成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの方向性を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の位置付け

当計画は、境町地域福祉計画を上位計画とし、境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、境町障害者計画等との各種福祉計画と整合、連携を図ります。



(3) 計画の期間

当計画の期間は、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度までの2か年です。

今後、上位計画となる地域福祉計画の見直しに伴い、当計画を地域福祉計画の該当する部分へ統合していく予定です。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画	第2次地域福祉計画		第3次地域福祉計画 (第2次成年後見制度利用促進計画)				
	成年後見制度利用促進計画						

4 計画の策定体制

(1) 境町高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、境町高齢者福祉計画策定委員会、境町自立支援協議会において、協議・検討を行いました。

委員の構成については、住民代表、議会代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

(2) アンケート調査の実施

当計画を策定するにあたり、その事前調査として、町内の高齢者や障がい有する方及びその支援者等へ、成年後見制度に関する課題等を把握・分析をするために、アンケート調査を実施しました。

※第2次地域福祉計画ニーズ調査、第8期高齢者実態調査、第3次障害者計画サービス提供事業所調査より、成年後見制度に係る設問項目を参考にしています。

(3) パブリックコメントの実施

境町では、当計画を策定するにあたり、施策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、町民等からの意見及び情報の提供を受け、これらに対する町の考え方等を公表することを目的に、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより、下記の通り実施しました。

予定

第2節 成年後見制度の現状と課題

1 境町の現状と推計

(1) 高齢者人口の推移 (12P参照。)

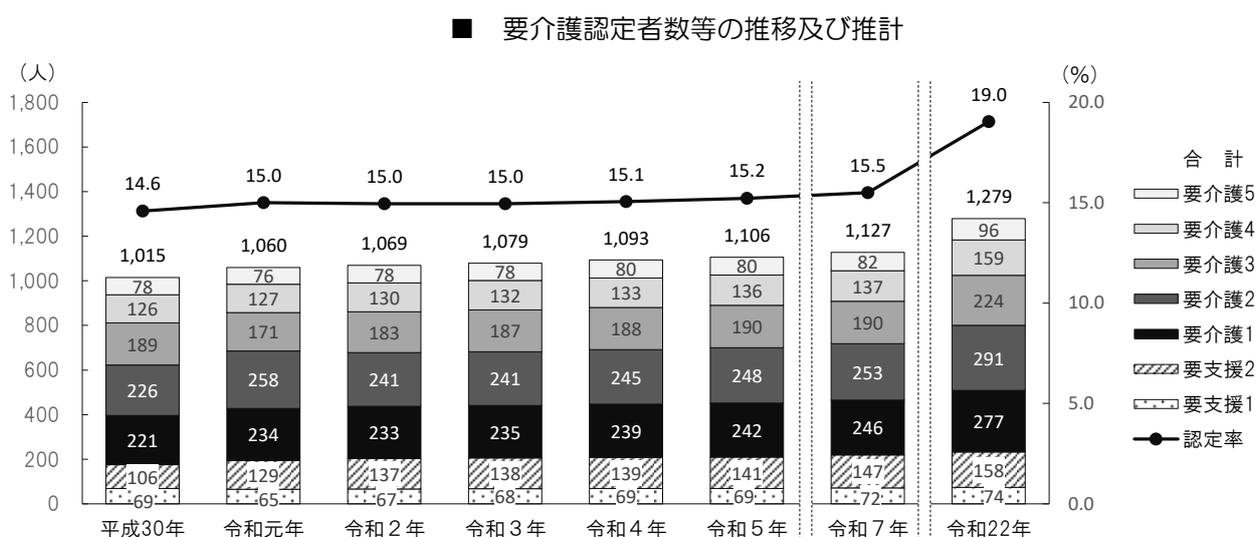
本町の65歳以上の高齢者人口は微増しており、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年頃まではその傾向が続き、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回るようになると予測されます。団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年には、総人口が21,474人へと減少するとともに、高齢者数も減少しますが、高齢化率は31.3%と3割を超えることが見込まれます。

(2) 高齢者世帯の推移 (13P参照。)

本町の家帯の状況は、総家帯数、一般家帯数ともに増加傾向にあります。一般家帯のうち高齢者のいる家帯は、平成27年の国勢調査で4,143家帯となっており、一般家帯に占める割合は51.5%と半数を超えています。同様に、町内の高齢者単身家帯は、596家帯、高齢者夫婦家帯も748家帯と、家帯数及び一般家帯数に占める割合ともに増加の傾向が見られます。

(3) 介護保険要介護・要支援者の推移

要介護(要支援)認定者数は微増しており、今後もその傾向は続くものと予測されます。一方、要介護認定者の高齢者に占める割合(認定率)は、第8期計画期間中15%台とおおむね横ばいで推移するものと予測されますが、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年には、19.0%に達すると見込まれます。

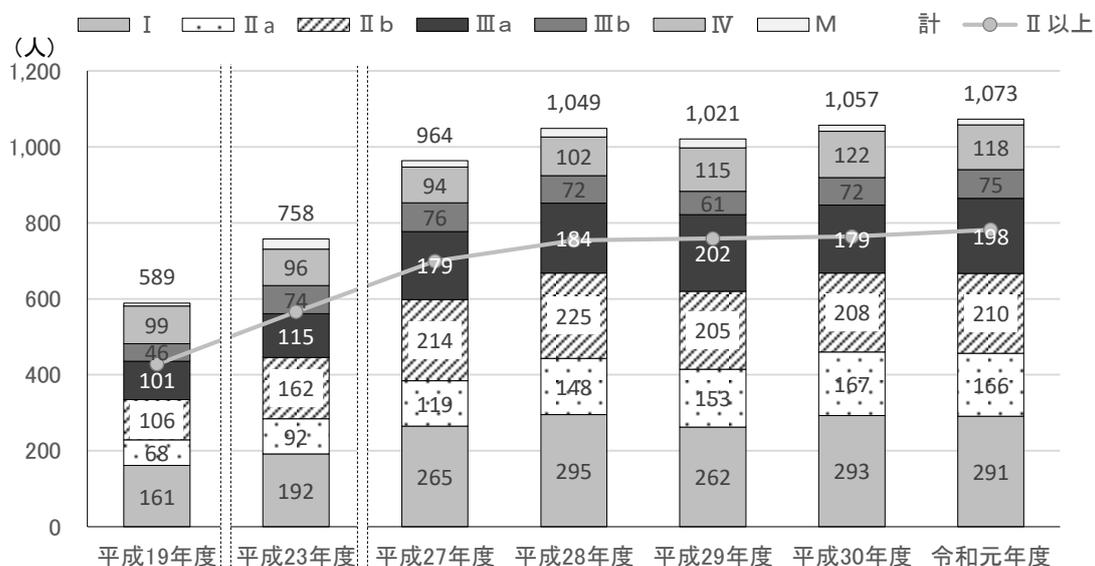


出典：介護事業状況報告書(各年9月末現在)
令和3年度以降は推計値

(4) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者の推移は、平成 19 年度以降増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度以降は微増で推移しています。

特に 75 歳以上の後期高齢者が今後増加する見込みであり、認知症の症状を有する方の割合は増加すると予測されます。



出典：介護福祉課（各年 4 月 1 日現在）

介護保険主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度による
（IIa 以上で認知症を有すると判断）

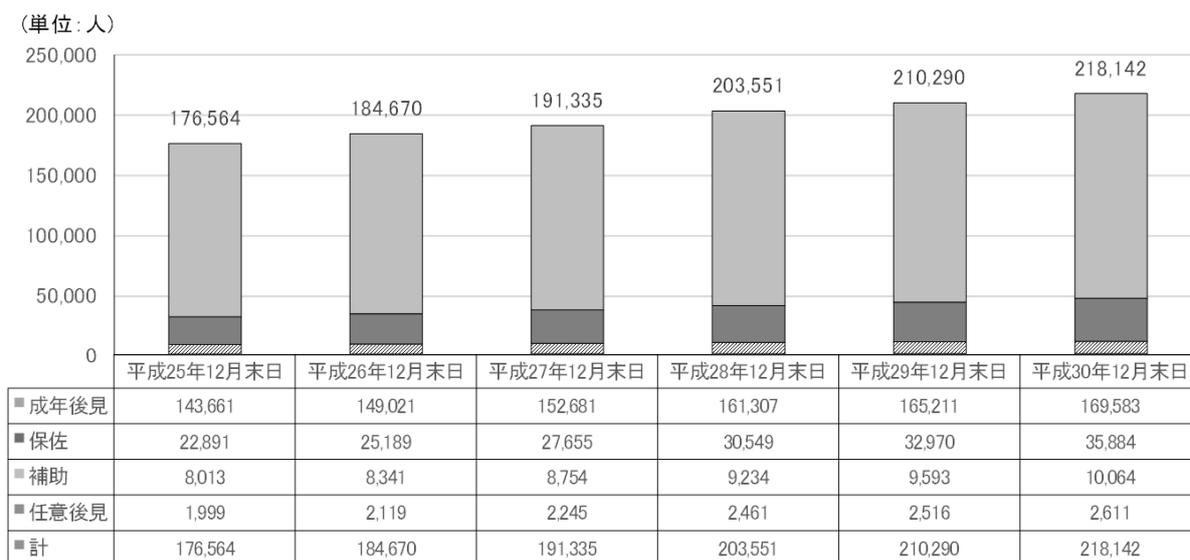
(5) 障がいのある人の状況

作成中

2 成年後見制度の利用状況

(1) 全国の成年後見制度の利用状況

厚生労働省が公表している資料によると、全国で成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっています。



出典：厚生労働省

(2) 境町の成年後見制度の利用状況

水戸家庭裁判所が公表している資料によると、境町における成年後見制度の利用者は8人となっています。類型別にみると、成年後見が6人、保佐が2人となっており、全国の状況と同じく成年後見類型が最も多くなっています。

境町において、成年後見制度の利用が必要と思われる認知症を有する人及び一定の障がいを持つ人の総定数は844人（令和元年末時点）であり、実際に利用されている人は約1%となっています。多くの方が成年後見制度の利用につながっていないことが課題となっています。

■ 境町における成年後見制度の利用状況

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
6人	2人	0人	0人	8人

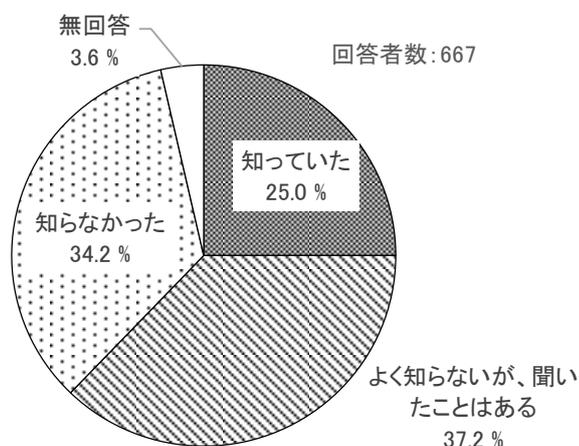
出典：令和2年8月11日 水戸家庭裁判所報告

3 成年後見制度に関する現状と課題

(1) 境町における「成年後見制度」の認知状況

境町第2次地域福祉計画ニーズ調査（平成29年）では、境町民の「成年後見制度」の認知状況については、「よく知らないが、聞いたことがある」の割合が37.2%と最も多く、次いで「知らなかった」34.2%となっています。

内容まで「知っていた」人は4分の1であり、多いとはいえず、制度の内容の周知や普及に努めていくことが必要です。



出典：境町第2次地域福祉計画ニーズ調査

(2) 支援者における成年後見制度利用の支障や課題

成年後見制度の利用を進める上で支障や課題と感じていることでは、「特に支障となっている点はなし」が25.0%で最も高くなっています。支障や課題と感じていることとしては、「本人が成年後見制度の利用を拒否している」が15.0%、「本人の財産が少なく、後見人への報酬支払いが困難である」が10.0%、「申立人（親族）の協力が得られない」が5.0%となっています。

項目	回答数（件）	構成比(%)
本人が成年後見制度の利用を拒否している	3	15.0
本人の財産が少なく、後見人への報酬支払いが困難である	2	10.0
申立人（親族）の協力が得られない	1	5.0
特に支障となっている点はなし	5	25.0
無回答	11	55.0
合計	20	100.0

出典：令和2年境町高齢者実態調査「介護支援専門員調査」

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなで支え合い誰もが安心して暮らせるまちさかい

当計画の上位計画である境町第2次地域福祉計画の基本理念を継承しつつ、成年後見制度の利用に関する現状や課題、また法の趣旨を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に地域全体で高齢者を支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

2 基本目標

◆基本目標1 成年後見制度に関する広報・啓発

前節の第2次地域福祉計画ニーズ調査の結果において、町民の間で成年後見制度への理解が進んでいない現状が見受けられました。

成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容や相談先等を適切に把握していることが重要であることから、当計画の重点項目として、制度内容や相談先に関する広報・啓発に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。

◆基本目標2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

成年被後見人等がノーマライゼーションの理念で個人の尊厳を保ち、自立した生活を行うためには、本人の力に加えて、成年後見人等や家族、各関係機関、ボランティア等が互いに連携し、必要な支援を検討していく場が必要となります。

成年後見制度を利用する人が、制度のメリットを十分に享受できるように、町として、関係者間の協力体制の構築に取り組み、制度を利用する上での障壁の解消に向けて協働していきます。

◆基本目標3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所への申立て、医師による診断書作成等の複雑な手続きを要します。また、後見人等への報酬も必要となるため、申立てを行う人がいない、資力がない等の理由により、制度を円滑に利用できない場合などが考えられます。

これらの現状を踏まえ、家庭裁判所や関係機関、専門職を含めた協力体制（地域連携ネットワーク）を構築し、成年後見制度を利用している人や利用を検討している人を支えられるような仕組みづくりを進めていきます。

3 施策の体系

当計画の基本理念及び基本目標を達成するための具体的な取り組みを以下の通り掲げます。

基本目標	具体的な取り組み
基本目標 1 成年後見制度に関する 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページを通じての情報発信
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度周知のためのリーフレット等の作成
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民向け制度説明会の開催
基本目標 2 成年後見制度を取り巻く 関係者間の協力体制の 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者・専門職向け制度学習会の開催 （民生委員、ケアマネジャー、サービス提供事業所等、成年被後見人等と接する機会が多いと思われる関係者を対象に実施）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者間（チーム）の協力体制の構築
基本目標 3 成年後見制度を利用する人を 支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関設置の検討 ①制度利用に関する相談窓口の設置 ②成年後見人等への支援 ③市民後見人の育成 ④利用者と成年後見人等とのマッチング支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ①申立てが困難な人の首長申立て支援 ②資力がない人への成年後見人等報酬助成
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、近隣自治体との相談・協力体制の構築

第4節 施策の展開

当計画の基本理念を踏まえて、以下の3つの基本目標を実施します。

1 成年後見制度に関する広報・啓発

(1) 広報・ホームページを通じたの情報発信

町広報誌・お知らせ版、町ホームページを活用し、当該制度に関する利用案内や相談窓口等の広報・啓発を行い、広く町民の制度理解が進むように、情報発信に取り組みます。

(2) 制度周知のためのリーフレット等の作成

制度の仕組みや利用の流れを解説したリーフレット等を作成・配布し、制度の利用を検討している人がスムーズに手続きが進められるように支援します。

また、町民だけでなく民生委員やボランティア、金融機関やサービス事業所等といった成年被後見人や成年後見人等に係る関係者に広く配布し、制度周知と理解向上を進めます。



例) 家庭裁判所
成年後見制度リーフレット

(3) 町民向け制度学習会の開催

地域で成年後見制度の制度理解と周知を行うため、町民を対象に成年後見制度の内容や利用促進のための研修会を開催します。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
1 成年後見制度に関する広報・啓発		
○地域福祉計画二一ズ調査 「成年後見制度の認知状況」 『知らなかった』の減少	34.2%	30%以下
○町民向け制度学習会の開催	0回	1回/年

2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

(1) 関係者・専門職向け制度学習会の開催

成年後見制度に係る地域の民生委員やボランティア、サービス提供事業者や各種関係機関を対象に、より具体的な制度理解を図り、制度の利用が必要な人を早期に発見し、相談機関や制度につなげられるようにします。

(2) 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者間（チーム）の協力体制の構築

成年後見制度の利用を進める上で支障や課題となることとして、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、本人が拒否することや、申立人となりうる家族等との協力体制を確立することが困難で、利用につながらないケースがあります。また、成年後見制度を既に利用されている人でも、後見人等の職種等により本人の希望に沿った「財産管理」と「身上監護」が十分に提供されていない場合もあります。

制度を利用する人が、成年後見制度のメリットを享受し、自己決定が尊重され安心して生活を送れるように、地域ケア会議や個別ケース会議の形式を活用し、本人・成年後見人等の他、医療・介護の関係者や民生委員等と定期的に情報共有を行い、本人を中心としたチームとしての見守り、協力体制の構築を行います。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり		
○高齢者実態調査 障害者福祉計画二一ズ調査 「支援者による成年後見制度利用 の支障や課題」 『課題を感じていること』の減少	40%	30%以下
○関係者・専門職向け制度学習会の 開催	0回	1回/年

3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所への申立て、医師による診断書作成等、複雑な手続きを要します。また、後見人等への報酬も必要となるため、申立てを行う人がいない、資力がない等の理由により、制度を円滑に利用できない場合などが考えられます。

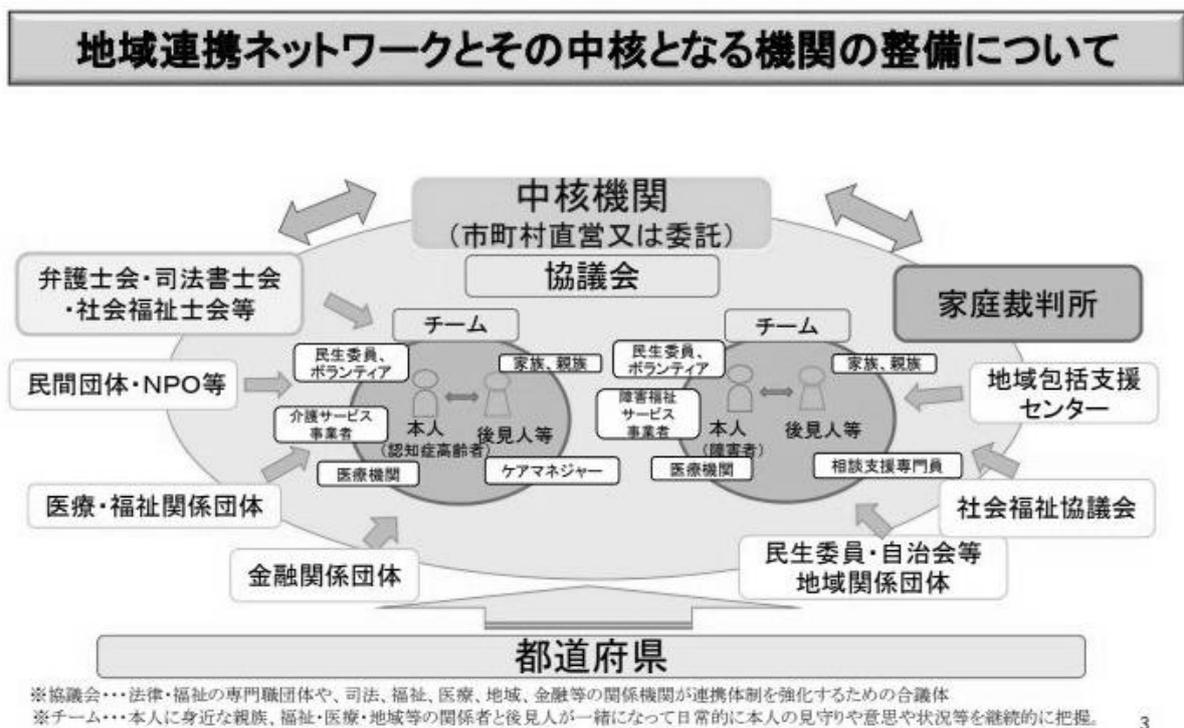
これらの現状を踏まえ、家庭裁判所や関係機関、専門職を含めた協力体制（地域連携ネットワーク）を構築し、成年後見制度を利用している人や利用を検討している人を支えられるような仕組みづくりを進めていきます。

(1) 「中核機関」設置の検討

成年後見制度の利用促進に取り組む上で、広報機能、相談受付機能、成年後見人の受任者調整や担い手の育成（市民後見人）、さらには、権利擁護の充実を図るため、既存の医療・介護・福祉関係機関のネットワークを広げて、家庭裁判所や司法専門職等との連携（地域連携ネットワーク）を強化していくことを一体的で取り組む中核となる機関が必要となります。

今後、地域の実情に合わせて、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関を検討し設置を予定します。

<中核機関の体系図>



出典) 厚生労働省

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施（再掲）

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がない高齢者に対して町が審判の申し立てを行う（首長申立て）とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

成年後見制度による支援が必要な方が広く利用できるように、継続して事業を推進していきます。

項目	実績			見込み	
	H30年度	R元年度	R2年度 見込み	R3年度	R4年度
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（高齢分野）				
利用者/年度	0件	0件	1件	2件	3件
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（障がい分野）				
利用者/年度	0件	0件	件	件	件

(3) 県、近隣自治体との相談・協力体制の構築

地域連携ネットワークの構築に向けて中核機関の設置を検討するにあたり、必要な支援や協力体制を確立するために、県や近隣自治体との連携が重要になってきます。

また、境町において成年後見制度の利用を促進するにあたり、町内に弁護士等司法専門職や相談機能を有する団体が不足している状況であることも、大きな課題となると考えます。

広く権利擁護のニーズに応えるため、行政等担当者による県や近隣自治体との連絡会や家庭裁判所や司法専門職等による情報交換会に積極的に参加し、相談・協力体制の構築に取り組みます。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり		
○「中核機関」の設置	0箇所	1箇所

第5節 計画の推進

当計画に基づく、各施策の進行管理を行うとともに、効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って、目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善に取り組みます。

当計画の評価及び進行管理を行う上で、境町地域福祉計画策定委員会、境町高齢者福祉計画策定委員会、境町地域包括支援センター運営協議会、境町自立支援協議会と連携・調整を図りつつ、施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。評価等の結果を踏まえて、必要があるときは計画の見直しを行います。

第6節 資料編

(1) 用語解説

市民後見人

今後、成年後見制度利用者の増加が見込まれる中で、成年後見人等の担い手不足が見込まれることから、社会貢献への意欲や倫理観の高い住民を後見人業務の担い手として養成していくこと。

市民後見人が担当する事例については、多額の財産等がなく、身上監護といった生活支援や日常の金銭管理を行うといった事案を担当することが期待される。

地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人のために、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

広報・相談・成年後見制度利用促進・成年後見人等支援の4つの機能を、既存の医療・介護・福祉専門職に司法専門職を含めた地域の連携体制を構築して取り組んでいく。

チーム

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じて、家族や保健・医療・福祉の関係者、地域関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。広報・相談・成年後見制度利用促進・成年後見人等支援の4つの機能を推進するための事務局としての役割を有す。市町村での運営や社会福祉協議会等への民間団体委託、また、近隣自治体との広域的な運営を行うことが考えられる。